第２号様式（第５条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

安全衛生委員会設置報告書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

船舶所有者の氏名
又は名称及び住所　　印

<table>
<tr><td colspan="3">主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地</td><td></td><td>設　置
年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">常時使用する船員の数</td><td colspan="3">人(うち乗組員　　人、予備船員　　人)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">委員の員数及び構成</td><td colspan="2">一号委員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">二号委員</td><td>選任の方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>員数</td><td colspan="3">人(うち船員　　人、労働組合等の推薦者　　人)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">三号委員</td><td>選任の方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>員数</td><td colspan="3">人(うち船員　　人、労働組合等の推薦者　　人)</td></tr>
<tr><td>運営の方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

備　考

１　「委員の員数及び構成」の欄中「一号委員」、「二号委員」及び「三号委員」と

は法第11条第２項第１号、第２号及び第３号の委員をいい、「労働組合等」とは同条第４項の労働組合又は船員の過半数を代表する者をいう。

２　「一号委員」の欄には、総括安全衛生担当者である場合にはその旨を、総括安全衛生担当者以外の者である場合にはその者の氏名並びに現在の役職名及びその職務の内容を簡潔に記入すること。

３　「選任の方法」の欄には、選任するに当たつて考慮すべき事項及び選任の手続について記入すること。

４　「員数」の欄の船員の員数は、船員であつた者を含む員数を記入すること。

５　「運営の方法」の欄には、議長となるべき者、定足数、議決方法、開催の頻度その他安全衛生委員会の運営方法について記入すること。

６　一号委員が労働組合等の推薦者である場合には「参考事項」の欄にその旨を記入すること。